

広域化の取組状況等について

平成30年3月

総務省自治財政局公営企業経営室

公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書(平成29年3月。水道事業関連部分抜粋)

広域化等・更なる民間活用の必要性

料金収入の減少や施設の更新需要の増大は、全国の水道事業が直面しており、経営基盤の強化は共通の課題である。特に、人口減少が著しい団体をはじめ経営環境が厳しい中小規模の公営企業では、職員数が少ないこともあって、問題がより深刻であり、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となり、持続可能性を保てない懸念がある。

将来にわたって安定的にサービスを確保していくためには、現在の経営形態のあり方自体を見直し、広域化等や更なる民間活用といった抜本的な改革を検討する必要がある。

国の動き

都道府県の積極的な関与を得つつ、市町村等において広域化等の検討に着手することが必要であることから、総務省は、平成28年2月、都道府県ごとに広域化等の検討体制を早期に構築するよう要請し、現在、平成28年度中に46道府県において検討体制が設置されることとなっている。

改革の方向性(広域化等)

水道事業の広域化等については、**連携する相手方との関係や水源・水系・地形・既存の施設配置・受水の有無等**地域の実情に応じて様々な形態が考えられることから、**各事業者が、地域の実情に応じて、「事業統合」、「施設の共同設置」、「施設管理の共同化」、「管理の一体化」等から適切な広域化等の形を選択することが望ましい**が、改革の先行事例で見てきたように、**広域化等の類型の中で、経費・更新投資の削減、水源の一元管理や管理体制強化による水の安定供給、人材育成等の点から、事業統合に最大の改革の効果が期待できるため、各事業者は、事業統合も視野に入れて広域化等を検討する必要がある**。また、これまでの事業統合をはじめとする広域化等の先行事例を踏まえれば、長い時間とプロセスを要することから、**早急に検討を開始することが必要**である。

改革に当たっての留意点(広域化等)

<「できることから」(段階的に)広域化等を推進する必要性>

初めから完全な形での事業統合のみを目指すのではなく、**施設の共同設置、管理の一体化、施設管理の共同化など広域化等の多様な形態の中から、地域の実情に応じて適切な形で広域化等に着手し、「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要**である。

<広域化等のパターン>

広域化等の検討に当たっては、**連携する相手方との関係や地域の実情に応じて広域化等の効果や実現可能性が大きく異なるという課題**があることから、広域化等のパターンや単位として、**水源・水系が共通している団体、用水供給を行う都道府県・企業団と末端給水を行う市町村、連携中枢都市圏または定住自立圏の活用、既存の一部事務組合の活用などを念頭に、経営の現状・課題や将来推計についての情報を共有した上で、適切な連携の組合せの選択に向けて検討**されることが望ましい。

<都道府県の積極的関与の必要性>

都道府県は、市町村の段階的な広域化等への円滑な着手を促すため、**客観的な指標等に基づき、広域化等のパターン別の効果や事例の周知を図るとともに、各市町村が行う広域化等の取組による更新需要、給水原価、必要な原材料費等に関するシミュレーション分析について周辺市町村との比較・共有が可能な形で実施されるよう、都道府県が主導的な役割を果たすべき**である。

広域化の類型と先進事例

類型		最近の事例
広域化等		
事業統合	水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立した。(検討期間H21.4～H28.3) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。(検討期間H20.12～H30.3)
	既存の一部事務組合等 を活用した水平統合 区域外給水をきっかけとした水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県のとちぎ市でちちぶ定住自立圏形成協定を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始した。(検討期間H21.9～H28.3) 北九州市が、行政区域外への給水(分水)をきっかけとして、水巻町と事業統合。
事業統合	垂直統合	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。(検討期間H20.12～H30.3)【再掲】 奈良県が行う用水供給事業と上水道事業を実施している28市町村の末端給水事業を垂直統合することを検討。 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。 末端給水を行う千葉県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。
施設の共同化	浄水場等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 福岡県久留米市と大木町が共同で配水場を整備。
施設管理の共同化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。
	維持管理の受け皿組織	<ul style="list-style-type: none"> 広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。
	保守点検業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。
管理の一体化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。【再掲】 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。
	システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。
	シェアードサービス	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注。
	水質データ検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 奈良広域水質検査センター組合で水質検査基準項目等の検査を実施。

広域化のパターン・類型別の先進事例

パターン	事業統合	施設の共同設置	施設管理の共同化	管理の一体化
① 水源・水系が共通	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県双葉地方水道企業団 ・群馬県東部水道企業団 <p>※②の多くも①に含まれる。</p>	<p>(浄水場の共同設置(利用))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県十和田市、秋田県小坂町 ・山口県周南市、光市 ・熊本県荒尾市、福岡県大牟田市 <p>(配水池の共同設置(利用))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県十和田市、秋田県小坂町 ・岐阜県、多治見市、可児市 ・福岡県久留米市、大木町 ・福岡地区水道企業団他 	<p>(配水池の共同管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道石狩東部水道企業団他 	
② 用水供給事業者と 末端給水事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・中空知広域水道企業団 ・岩手中部水道企業団 ・栃木県芳賀中部上水道企業団 ・千葉県 ・大阪広域水道企業団 ・兵庫県淡路広域水道企業団 ・奈良県 ・香川県 ・福岡県宗像地区事務組合 【福島県双葉地方水道企業団】 	<p>(水質管理センターの共同設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県広域水道企業団他 ・大阪府広域水道企業団他 【岐阜県、多治見市、可児市】 【福岡地区水道企業団他】 	<p>(配水池の共同管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【北海道石狩東部水道企業団他】 	
③ 連携中枢都市圏又は 定住自立圏の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県秩父広域水道企業団 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県会津若松市、湯川村 ・新潟県柏崎市、刈羽村 ・北九州市、水巻町 		<p>(管理等の包括委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市、宗像地区事務組合 <p>(維持管理の受け皿組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県((株)水みらい広島) 	<p>(事務・水道料金徴収業務の共同委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県長井市他 ・茨城県かすみがうら市、阿見町 <p>(総務システムの共同利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県須崎市他 <p>(水質検査の共同実施・委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県南広域水道企業団他 ・宮崎県小林市他

広域化の事例と効果額(事業統合:① 水源・水系が共通)

群馬東部3市5町の水道事業の広域化(水源共通・水平連携)

概要	水資源の広域的利用や重複投資を避けた施設の合理的利用により、財政面や技術面の強化を図る目的で末端給水を行う3市5町が事業統合し、群馬東部水道企業団として事業を開始。 (H22から検討開始。H28.4.1事業開始)
給水人口	455,078人 (H28)
広域化効果額	<ul style="list-style-type: none"> 人件費及び維持管理費：約25億円減 (H28～H36) <u>(3.1億円/年)</u> 浄水場：8施設減 (22→14) に伴う施設更新需要：約16.9億円減 (10年間) <u>(1.7億円/年)</u> ⇒計4.8億円/年 (経常費用の約5.8%)

平成26年度末時点 人口単位:人 収益単位:千円

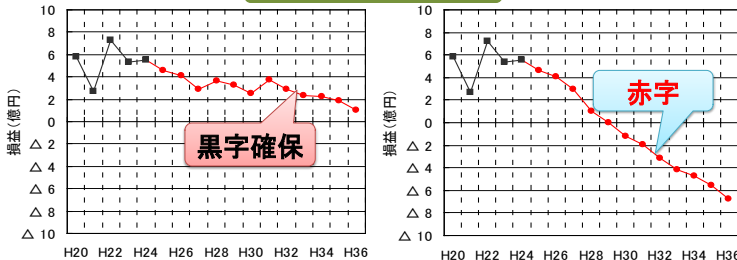


団体名	給水人口	事業収益
太田市	218,448	5,039,258
館林市	76,053	1,832,973
みどり市	48,508	1,106,318
板倉町	14,990	346,049
明和町	10,964	235,295
千代田町	11,203	270,539
大泉町	39,460	724,875
邑楽町	25,454	530,206
合計	445,080	10,085,513

- 太田市
- 館林市
- みどり市
- 板倉町
- 明和町
- 千代田町
- 大泉町
- 邑楽町

財政シミュレーション

収益的収支見通し

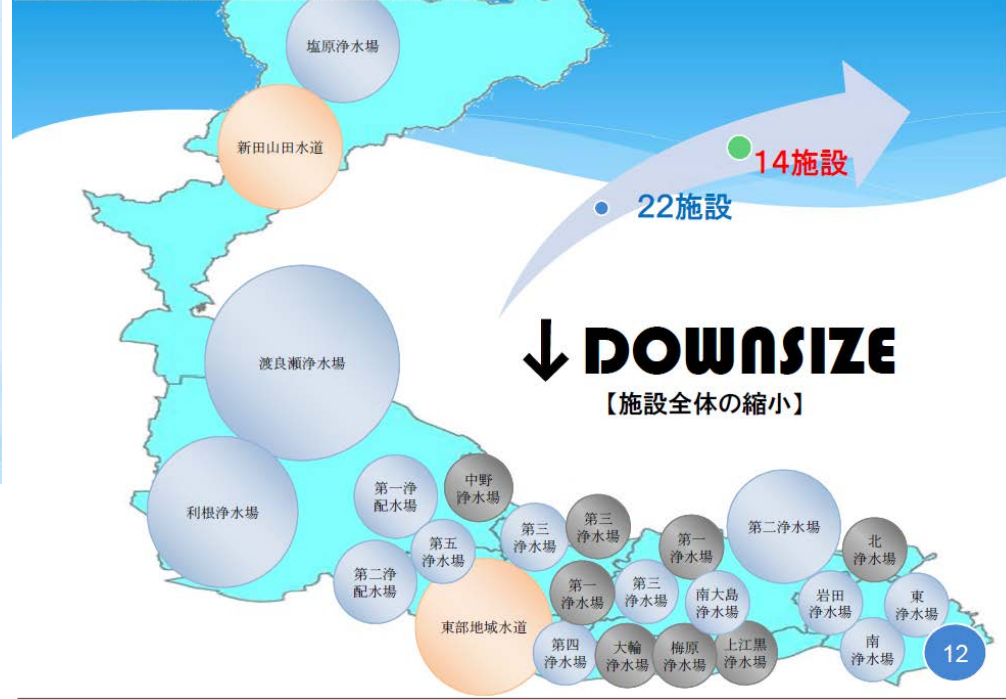


広域化ケース

単独ケース(東部合算値)

広域企業団経営により、平成36年度まで黒字経営維持

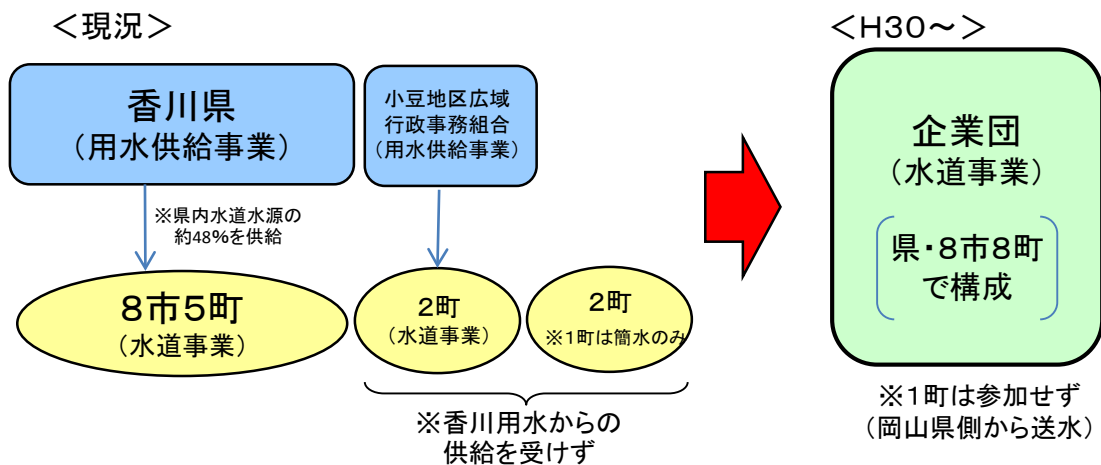
6-2 事業計画②(施設統廃合)



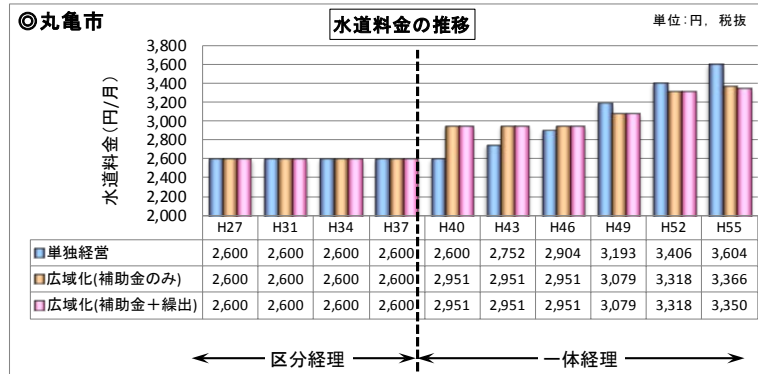
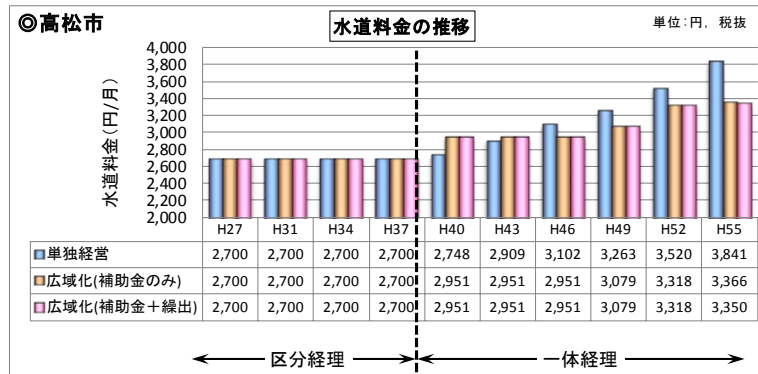
広域化の事例と効果額(事業統合:②) 用水供給事業者と末端給水事業者)

香川県内における水道事業広域化(用水供給と末端給水の垂直統合)

概要	香川県と県内16市町(※全市町数17)で用水供給事業と末端給水事業の統合し、H29年11月に企業団を設立。H30年度からの事業開始予定。(香川用水を活用した水源の一元管理及び円滑な水融通)。
給水人口	968,873人(H28)
広域化効果額	以下により運営費等954億円減(H28~H55)(34億円/年(経常費用の14.1%)) ・職員数:104名減(H26~H38)(562人→458人) ・浄水場:29施設減(55→26) (H26.10「基本的取りまとめ」時の分析)



◆ 事業体別水道料金のイメージ(H28年3月現在)



広域化の事例と効果額(事業統合:③ 連携中枢都市圏又は定住自立圏の活用)

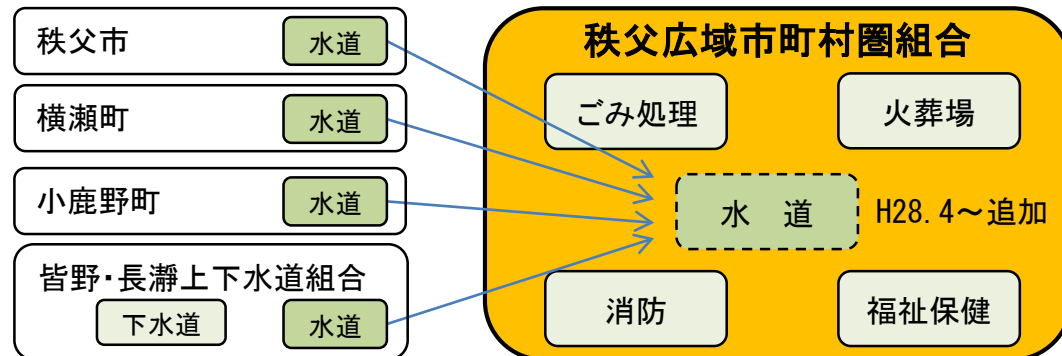
定住自立圏を活用した秩父地域の水道事業の広域化(水平統合)

概要	定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町により、H28.4から水道の広域化を実施。既に設置している秩父広域市町村圏組合の1事務として実施。
給水人口	100,237人 (H28)
広域化効果額	<p>広域化による施設の統廃合による更新需要の減及び管路接続等の施設整備費用の増</p> <p>：▲119億円 (2.4億円/年) (経常費用の9.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域化による施設の統廃合 (取水施設：47→32箇所 (▲15) ・浄水場：41→26箇所 (▲15)) により、更新需要：▲232億円 (50年程度) ・広域化に伴う施設整備費用：113億円 <p>※ 人件費の減 (職員数：50人→H38：33人 (▲17人)) の効果額を50年程度で74億円を見込んでいるが、同時に委託費が増額となること (額不明) も見込んでいる。</p>

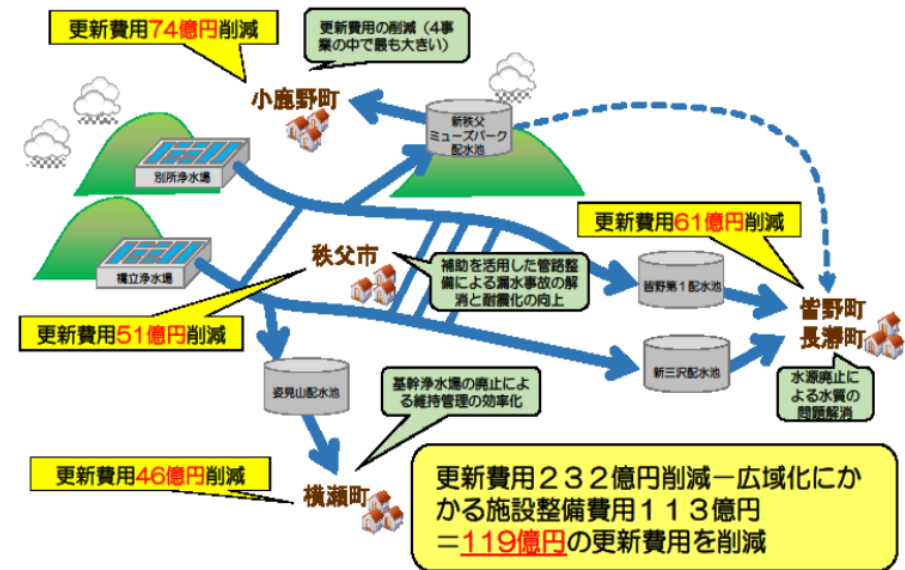
[定住自立圏の取組]

- H21.3 秩父市中心市宣言
- H21.9 定住自立圏形成協定締結
- H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- ⋮
- H27.3 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画策定<アセットマネジメントによる検証>
- H28.4 事業統合 (水平統合)

[イメージ]



～秩父市の基幹浄水場を中心とした統廃合～



広域化の効果額(事業統合以外)

① 施設の協同設置・利用を行った団体

団体名	給水人口 (H28)	協同設置・ 利用した施設	投資節減 効果額 (a-b)	単独整備の 場合の費用(a)	協同設置により 必要となった施設整備(b)
青森県十和田市、 秋田県小坂町	計61,662人 〔十和田市61,343人 小坂町319人(簡水)〕	浄水場・配水池の 協同利用	160百万円	180百万円 (浄水場・配水池を更新し た場合)	20百万円 (送水管等)
岐阜県(用水供給)・ 多治見市・可児市	計213,018人 〔多治見市112,099人 可児市100,919人〕	配水池の 協同設置	100百万円	1,500百万円 (単独整備の場合)	1,400百万円 (協同整備の場合)
福岡県久留米市・ 大木町	計287,760人 〔久留米市273,615人 大木町14,145人〕	配水池の 協同設置	412百万円	1,756百万円 (単独整備の場合)	1,344百万円 (協同整備の場合)
山口県周南市・ 光市	計287,760人 〔周南市128,761人 光市48,938人〕	浄水場の 協同利用	60百万円	1,400百万円 (周南市の浄水場を更新 した場合)	1,340百万円 (送水管等)
福岡県大牟田市・ 熊本県荒尾市	計165,132人 〔大牟田市113,797人 荒尾市51,335人〕	浄水場の 協同設置	700百万円	4,400百万円 (単独整備の場合)	3,700百万円 (協同整備の場合)

② システムの協同整備を行った団体

団体名	給水人口 (H28)	協同整備内容	投資節減効果額 (a-b)	単独整備の場合の 費用(a)	協同設置により必要 となった施設整備(b)	運営費の削減額 (単年度)
高知県須崎市、 四万十市、中土佐町	計51,756人 〔須崎市19,687人 四万十市25,000人 中土佐町7,069人〕	水道料金 システム	6.3百万円 (20百万円/年)	19.7百万円 (単独整備の場合)	13.4百万円 (共同整備の場合)	4百万円 (単独)7百万円 (協同)3百万円

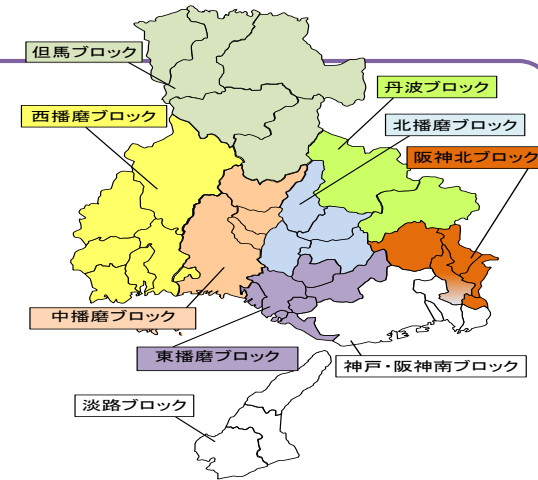
都道府県主導による水道事業の広域化の推進

- 広域化を推進していくためには、市町村を包括する広域団体である都道府県が、広域的な視点から積極的な役割を果たすことが極めて重要。
- そのため、水道事業における都道府県単位の広域化検討体制の構築について、各都道府県へ要請(28年2月)。
⇒ 46道府県(※)において広域化検討体制設置(29年3月) (※)既に広域化を行った東京都を除く
- 道府県ごとの検討体制における先進的な取組について各都道府県へ情報提供するなど、広域化に係る検討状況をフォローアップし、他団体の取組の周知等により更なる検討を促すことにより、広域化に向けた取組を支援。

<道府県の具体的な取組例>

兵庫県の取組

- ・ 有識者・市町長等が参画する「水道事業のあり方懇話会」を設置し、スケールメリットの創出につながる広域連携が有効な選択肢の一つであるとの提言を取りまとめ(29年3月)。
- ・ この提言を踏まえ、県内を9ブロックに区分し、ブロック単位で広域連携について検討開始。
- ・ 各ブロックの検討に当たって、総務省「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用し、議題の抽出にアドバイザーの指導・助言を受けながら進めることで議論を効率化。
- ・ 県が一括してアドバイザーとの調整窓口を担い、議論に必要な施設状況等の情報を整理。
- ・ 今後、アドバイザーから提出された具体的な広域連携の手法案に基づき、各ブロックにおいて実施の可否について議論を進める予定。



奈良県の取組

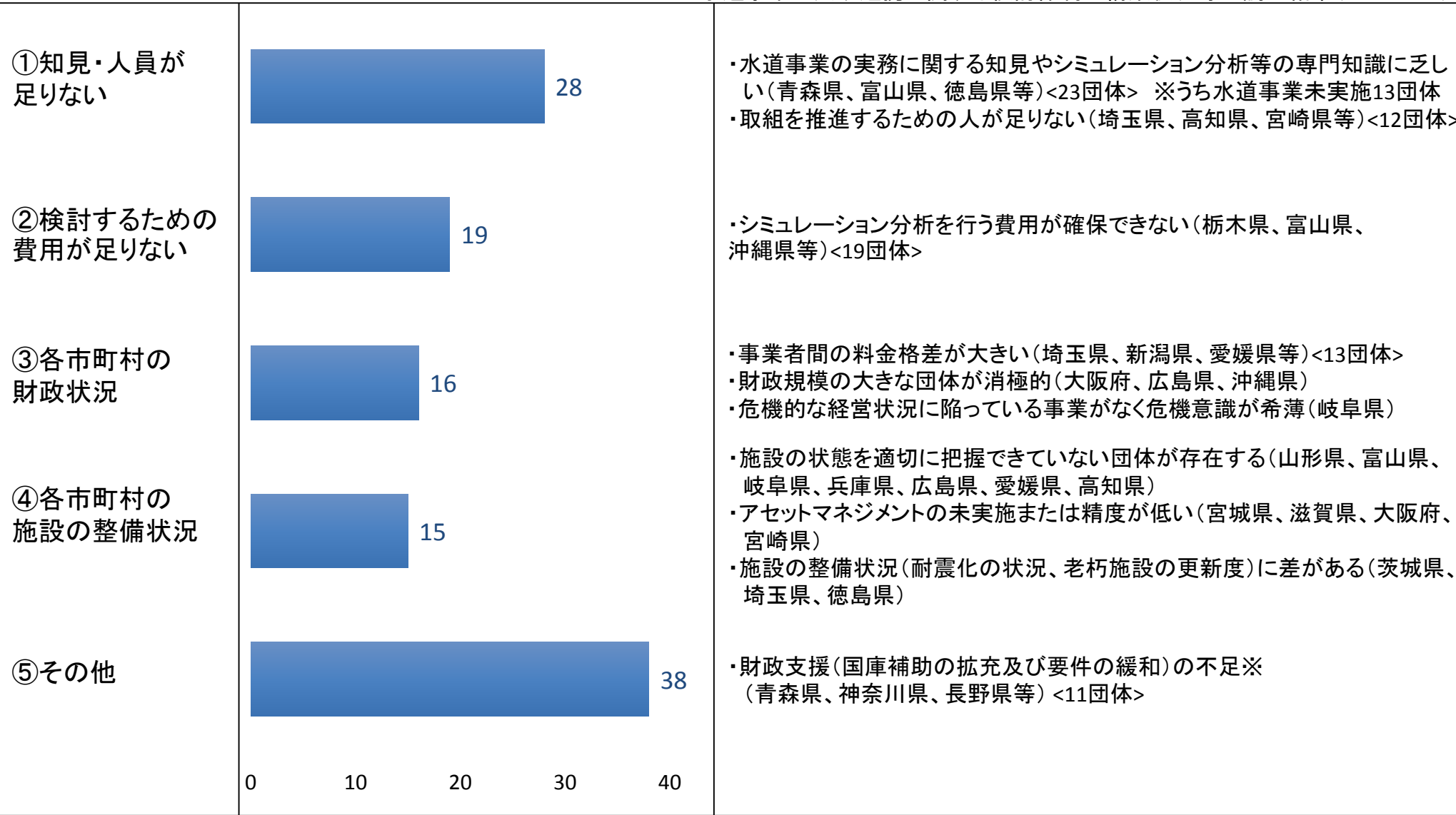
- ・ 広域化に向けた検討状況について定期的に「奈良県・市町村長サミット」で報告するとともに、小圏域単位(磯城郡3町や五條吉野エリアなど)で首長レベルの懇話会を開催。
- ・ 平成29年10月に「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を取りまとめ、10年以内のできるだけ早い時期に以下の二つの方向性を提示。
(ア) 上水道の経営統合を目指す(県が行う用水供給事業と市町村が行う末端給水事業を統合(垂直統合))
(イ) 県南部エリアにおける簡易水道事業の業務支援を行う受皿組織を設立

その他の取組例

- ・ 県が独自に経営状況等のシミュレーションを実施(神奈川県・広島県・徳島県・大分県・沖縄県)。
- ・ そのほか、20道県においてブロック(圏域)を設定し、広域化に向けた取組を検討中。

広域化の検討にあたり障害となっている要因(都道府県へのアンケート調査結果)

＜水道事業の広域連携に関する検討体制の構築状況等の調査結果(H29.10.12)＞

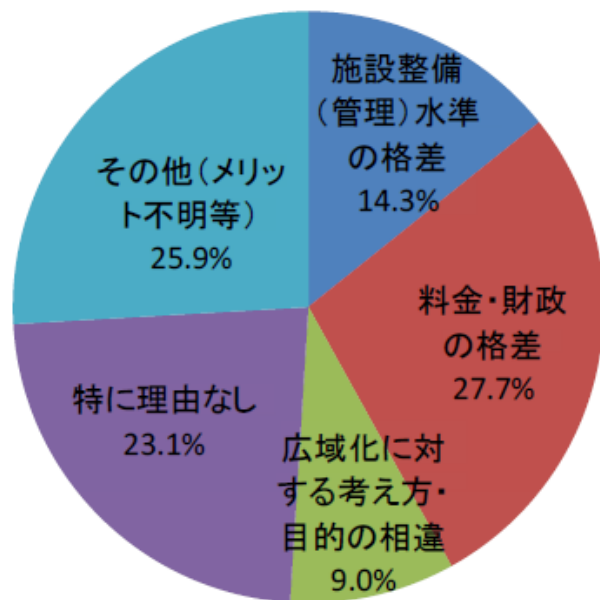


※ 財政的な支援については、広域連携に係る事業を地方公営企業繰出制度の対象に加えることや、高料金対策に係る地方交付税措置を上水道事業の統合後も当分の間、継続するといった内容が要望されている。

広域化の検討にあたり障害となっている要因(市町村等の意見)

- 広域化に取り組んでいない団体が考える阻害要因としては、施設整備(管理)水準や料金・財政の格差と回答している団体が多い。
- 広域化に取り組んでいる団体のうち、施設の共同化・システムの共同化を検討している団体に阻害要因を聞いたところ、以下の声があった。
 - ・ 経営主体を一つにする必要がないため、事業統合と異なり、料金格差や施設の整備水準の差は課題とはならないが、広域化に伴う施設等整備費の財源確保の問題が、取組の阻害要因となっている

広域化に取り組んでいない事業体が考える阻害要因



【出典】水道事業の統合と施設の再構築に関する調査報告書(H27.3厚生労働省健康局水道課)

事業	現在検討中の団体で検討が進まない理由
水道	<p>【施設の共同化】浄水場の共同利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ A組合 B町において、単独で浄水場の更新を行う場合12億円かかる場所、A団体と浄水場の共同利用を行った場合には、送水管の布設経費等5億円で済むと試算しているが、<u>資金不足により実現に至っていない。</u> <p>【管理の一体化(システムの共同化)】会計、料金、財務システムの共同化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ C市他6町村 検討を始めたばかりで詳細な検討までは行っていないが、進まない要因の主なものとしては、 <ol style="list-style-type: none"> ① 団体間で公営企業会計の適用団体と非適用団体があること ② 各団体における業務の進め方等を確認し、必要な機能を洗い出す必要があること ③ <u>現在の各団体のシステム受託業者は異なっており、これらを統合するとなると多額の費用が発生すると想定されること</u>があり検討が進んでいない。

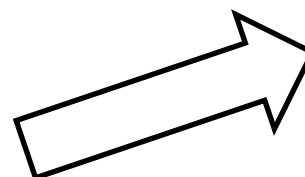
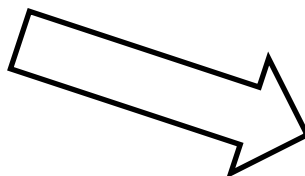
※総務省公営企業経営室による聞き取り結果

(参考)市町村合併に伴う水道料金統合の状況

- 全市町村(企業団含む)に対して、平成16年度以降に市町村合併を行った際の、水道料金統合の状況を調査したところ、554の回答があり、全体の75%程度が市町村合併に際して水道料金の統一をしたと回答。
- 水道料金を統一したという回答のうち、値上げを行った場合と値下げを行った場合は同程度の割合。
- 料金統一を含む何らの改定を行った時期については、合併と同時に料金統合を行った場合が最も多く、合併から数年以上経過してから統合するという回答も多かった。

1. 市町村合併に伴う水道料金統合の状況

	回答数、割合(%)
①料金統一した	422 (76.2%)
うち平均すると値上げ	207 (37.4%)
うち平均すると値下げ	183 (33.0%)
うち平均値をとった	32 (5.8%)
②将来統一する	29 (5.2%)
うち合併から5年以内に統合	2 (0.4%)
うち合併から10年以内に統合	2 (0.4%)
うち期間は定めていないが統合	9 (1.6%)
その他(10年超、無回答)	16 (2.9%)
③統一はしていないが改定した	18 (3.2%)
うち平均すると値上げ	12 (2.2%)
うち平均すると値下げ	6 (1.1%)
④料金据え置き	38 (6.9%)
⑤合併前から同じ	19 (3.4%)
回答無し	28 (5.1%)
合計	554 (100.0%)



2. 市町村合併に伴う水道料金統合の時期

〔「市町村合併に伴う水道料金統合の状況」で
①、③と回答した団体の回答〕

	回答数、割合(%)
①合併前に統合	2 (0.5%)
②合併時に統合	89 (21.7%)
③合併から1年以内に統合	23 (5.6%)
④合併から2年以内に統合	17 (4.1%)
⑤合併から3年以内に統合	56 (13.7%)
⑥合併から4年以内に統合	48 (11.7%)
⑦合併から5年以内に統合	51 (12.4%)
⑧合併から10年以内に統合	85 (20.7%)
⑨合併から10年以降に統合	28 (6.8%)
回答無し(期限の定めなく統合含む)	11 (2.7%)
合計	410 (100.0%)

※1団体の回答で、複数回の市町村合併をまとめて回答している場合がある。

※企業団の回答で、企業団に所属する市町村が行った市町村合併をまとめて回答している場合がある。

広域化を推進するための財政措置①(厚生労働省資料)

水道事業運営基盤強化推進事業① ※生活基盤施設耐震化等交付金の一部(広域化事業)

事業概要

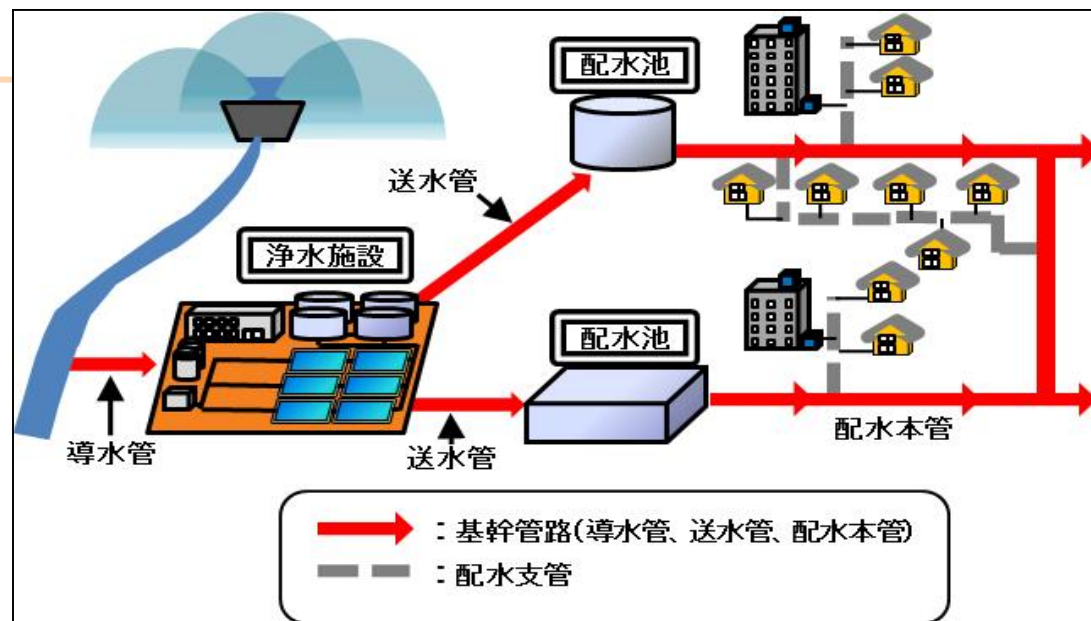
水道事業を経営する地方公共団体に対し、以下の条件を満たす場合に水道施設の整備に要する経費の一部を補助するもの

条件

1. 都道府県水道ビジョン(水道整備基本構想)に基づく圏域における広域化(事業統合)であること。
2. 市町村域を越えて3事業者以上の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上であること。
但し、現在給水人口1万人未満の事業者を含む場合は、計画区域内の給水人口が3万人以上であること。
3. 資本単価が90円/m³以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。但し、緩和条件を設ける。
4. 平成36年度までに着工した事業を対象とし、交付期限は平成41年度とする。
5. 補助率は1/3 とする。

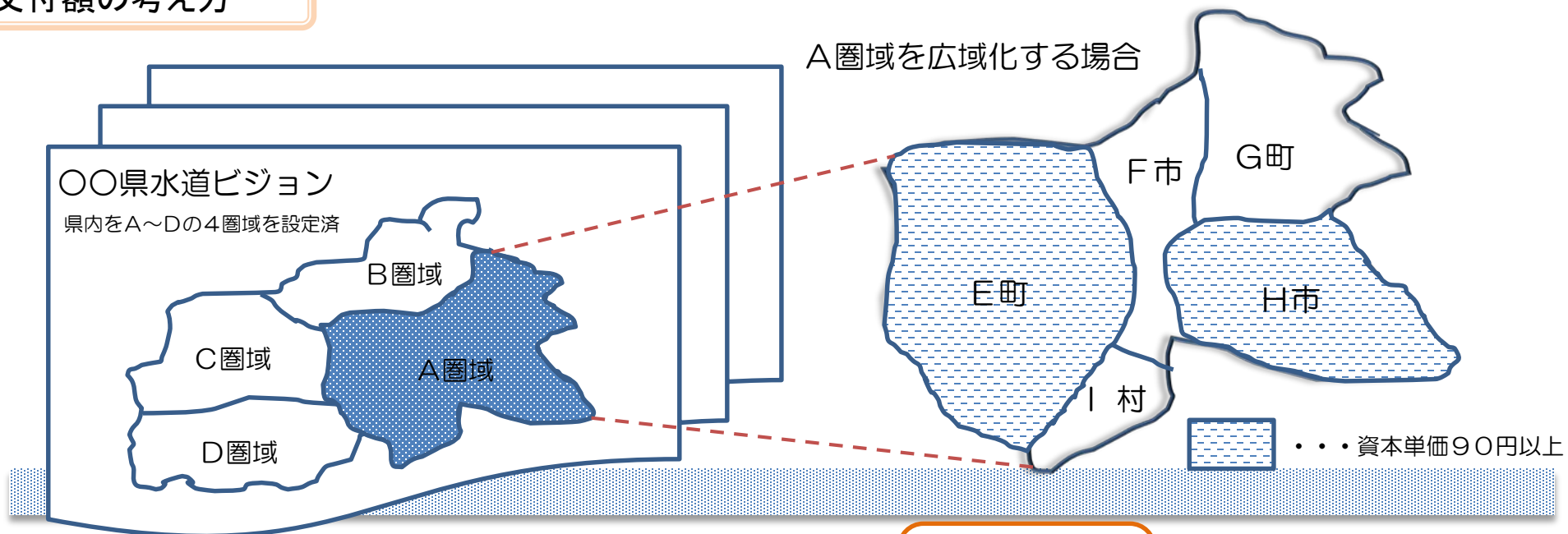
対象施設

- 取水ポンプなどの取水に必要な施設
- 貯水池などの貯水に必要な施設
- 導水管などの導水に必要な施設
- 浄水池などの浄水に必要な施設
- 送水管などの送水に必要な施設
- 配水管などの配水に必要な施設



広域化を推進するための財政措置②（厚生労働省資料）

交付額の考え方



圏域内の広域化事業の交付額を、圏域内における運営基盤強化等事業の交付上限額とする

- ・現行の水道施設整備費の補助対象となっていない水道事業体にインセンティブを与えることにより、広域化に向けた取組を加速
- ・圏域全体の耐震化率等を上げることで強靱で持続可能な水道を構築

広域化に資する事業に交付

A圏域全体の耐震化、水道施設の統廃合等に充てることが可能

上限

E町
交付額
H市
交付額

A圏域の運営基盤強化等に要する事業費

広域化事業
＜事業開始時より交付＞

運営基盤強化等事業
＜広域化後より交付＞

広域化を推進するための財政措置③（厚生労働省資料） ～生活基盤施設耐震化等交付金の平成30年度拡充内容～

1. 水道基盤強化計画の策定等に要する経費を指導監督交付金の対象に追加

- 水道事業の広域化を促進するため、都道府県水道ビジョンまたは水道基盤強化計画（※改正水道法に基づく）の策定経費及び広域連携のための協議会の開催事務等の経費に対して、指導監督交付金の対象とする。
- 具体的には、都道府県水道ビジョンや水道基盤強化計画の策定にあたり実施する、管内またはブロックごとの水道の現況分析及び水道施設の再配置（統廃合）計画／絵図の立案や効果の試算、効率的な運営方法等のシミュレーション等に必要な委託費などのほか、広域連携のための協議会開催に当たって必要となる旅費・謝礼金を交付対象とする。

2. 広域化に伴う事務関係システムの統合に要する経費を広域化事業の対象に追加

- 水道事業の広域化を促進するため、広域化に伴い必要となる会計や料金システムなどの事務関係システムの統合に要する経費について交付対象とする。

3. 広域化と合わせて実施する基幹管路の整備について広域化事業の対象に追加（明確化）

- 水道事業の広域化を促進するため、広域化を契機に基幹管路の整備（水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業）を行う場合、当該経費を広域化事業の対象経費として明示する。

4. 水道施設台帳整備事業の交付要件を緩和し、水道施設台帳電子化促進事業を創設

- 平成29年度から実施している「水道施設台帳整備事業」については、事業期限を1年延長する（平成32年度まで）とともに、**広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等**であれば交付対象とする。 ※採択基準の文言は変更せず要件を緩和するもの
- 平成30年度より新たに「水道施設台帳電子化推進事業」として、広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等に対し、市町村域を別にする他の水道事業者等と共同で水道施設台帳等を電子化する（電子化済みの水道事業者等の仕様に合わせて電子化する場合を含む）ために必要な経費の一部を支援する。なお、水道施設台帳の電子化とは、マッピングシステムや施設データ管理システムの構築を想定している。
- 両事業を併用することも可能である。

5. 水道分野におけるIoT活用推進モデル事業を創設

- 広域的な水道施設の整備と合わせて、IoTの活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業に対して支援を行う。
- 先端技術とは、ビッグデータやAIの活用、スマートメータを活用した自動検針等により業務の効率化、副次的な効果が見込まれる技術を想定している。

広域化を推進するための財政措置④

～「経営戦略」の策定を通じた広域化の検討への措置～

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である**平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)**
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

効率化・経営健全化の取組

広域化, 民間の資金・ノウハウ活用 (PPP / PFI等)

組織, 人材, 定員, 給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組 (ICT活用等)

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ

反映

収支
均衡

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し
- 等

資産管理

アセットマネジメント
ストックマネジメント

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定を進めるための方策

- 「**経営戦略策定ガイドライン**」の策定・公表 (平成28年1月)、改訂 (平成29年3月)
 - ・策定の定義を明確化
 - ・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実
 - ・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加 } 主な改訂点
- 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化** (平成29年度～)

- 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置** (平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費 (「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費
- 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出 (上限額 1,000万円 (事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、**上限額を上乗せ (+1,500万円) し、重点的に支援**

広域化に係る地方財政措置

【措置の概要】

（水道広域化施設整備事業）

水道事業を広域化することは、水源の相互融通による有効利用、施設の重複投資の排除及び合理的配置、管理面の充実によるサービス水準の向上等をもたらし、その効果は大きいものがあるため、国庫補助の対象となっている水道事業の広域化として行う取水、導水、浄水等の施設の建設改良事業に対して地方財政措置を講じるもの。

○平成29年度 地方財政計画計上額:71億円(広域化)

○平成29年度 一般会計繰出を行っている団体数:102団体(広域化)

【スキーム】

